

## 景観形成の基本原則 2-2 市街地開発の文脈

### 構成要素（1）骨格となる地形との対話

1960年代に生駒谷の谷筋の平地部から始まった住宅団地の開発は、年代を経るにつれ生駒山麓や矢田丘陵の斜面地などの標高の高いエリアに広がっていきました。こうした開発によって、骨格となる地形と対話するように、視線の先に山が見える通りや眺望の開ける場所が生み出されてきました。

#### 山あて

通りの先に生駒山や矢田丘陵が見えることでそれらが目印になり、通りに方向感覚が生まれ、位置関係を把握しやすくなる。また、視線の先の山がアイストップとなり、通りの景観はまとまりのあるものとなる。

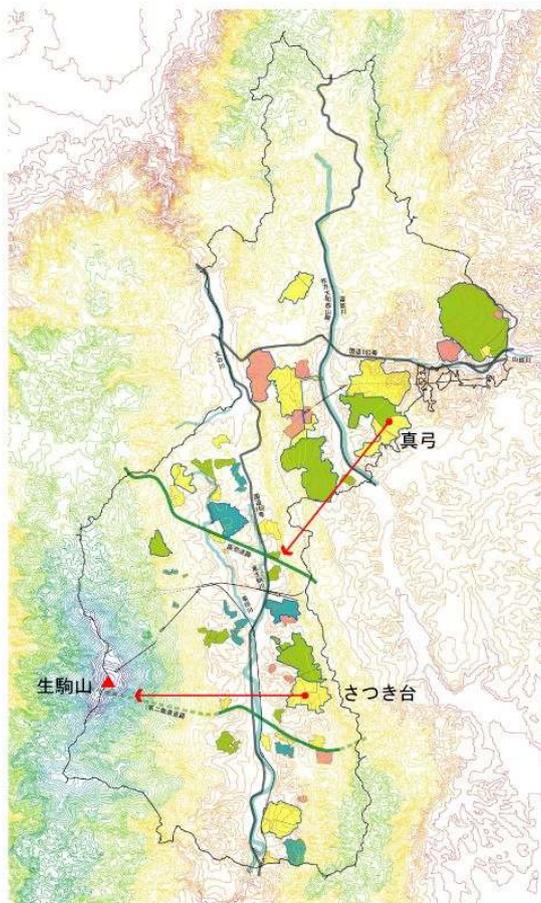
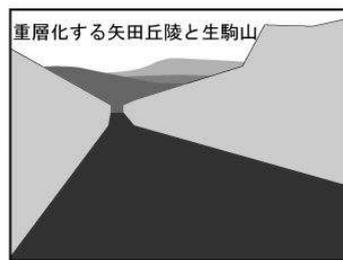
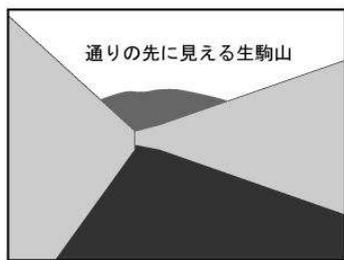
通りに面する敷地からはどこからも目印となる山が見え、それは人びとの意識に作用し、まちのアイデンティティの形成にもつながっていく。



さつき台

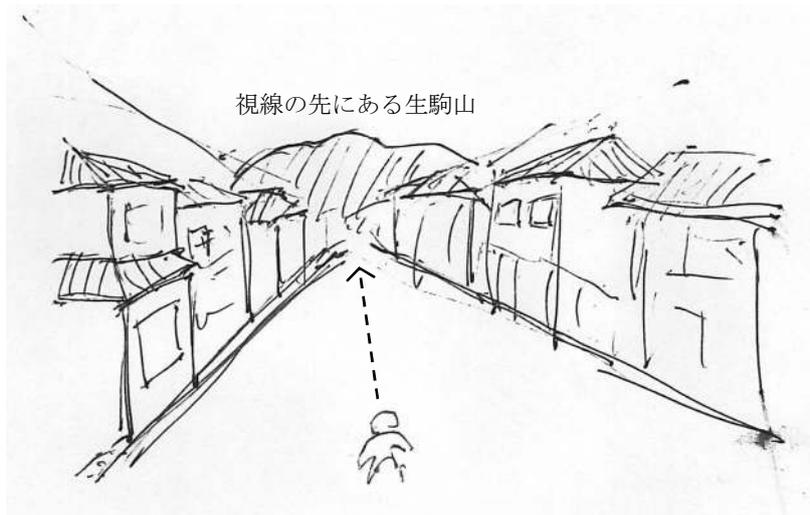


真弓



\*\*\*

主要な道路を配置するときには生駒山や矢田丘陵との位置関係を意識し、道路の見通し線をそれらの山が見える方向に合わせる。また、その方向を基準として街区を構成すること。



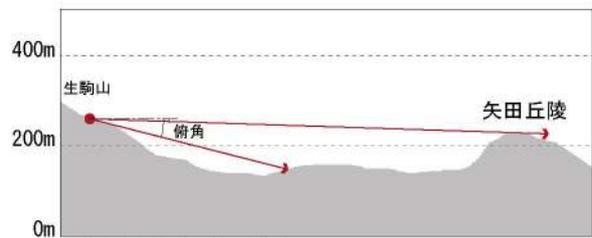
## 眺望できる場所

市街地への俯瞰や屋根越しに見渡す生駒山への眺望は、何物にも代え難い生駒の財産である。それは、骨格となる地形を視覚的に認識させ、地形との一体感を感じさせるものでもある。



光陽台

- ・市街地を俯瞰できる公園からの眺望
- ・俯角が小さく自然な広がりを感じる
- ・矢田丘陵の緑の帯が見える



※高さ方向を4倍に拡大

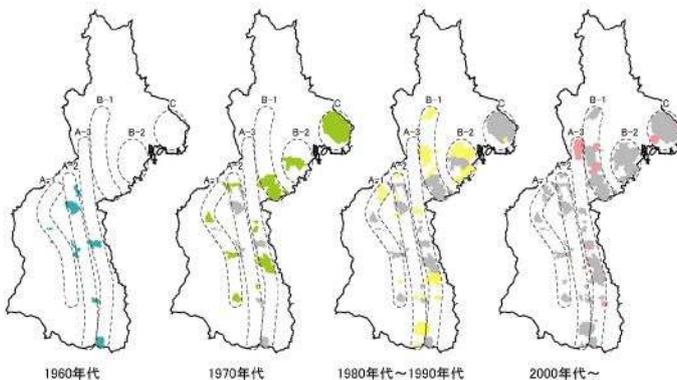


南山手台

- ・住宅の屋根越しに見る生駒山
- ・仰角が比較的大きく存在感がある
- ・コンケイブ（凹）地形で奥行きを感じさせる



※高さ方向を4倍に拡大

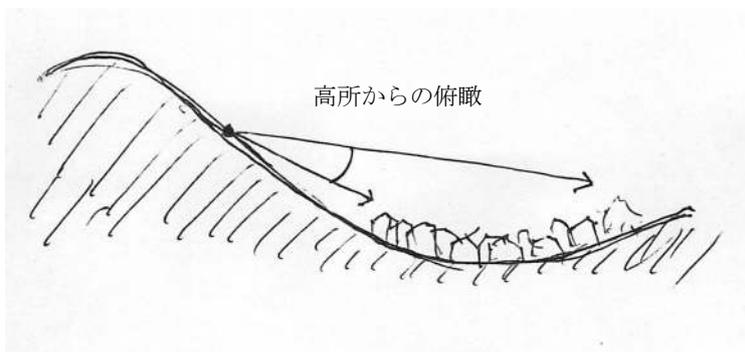


### 年代による住宅団地開発の動向

- 1960年代** 生駒谷の谷筋の平地部を中心に、一部矢田丘陵の西向き斜面などで開発がはじまる
- 1970年代** 矢田丘陵の西向き斜面、生駒山麓の東向き斜面での中小規模の開発、富雄川流域の斜面や山田川流域の南向き斜面などでの大規模な開発が進む
- 1980～90年代** 1970年代の立地傾向がさらに進むが、比較的高標高のエリアでの開発が多くなる
- 2000年代～** 矢田丘陵の西向き斜面や東向き斜面を中心とする中小規模の開発の他、山田川流域の南向き斜面でも開発が進む。

\*\*\*

高所から市街地への眺望が得られる場所を大切にし、特定の敷地のみがその眺望を独占することのないよう、公共的な場所として開放すること。



## 構成要素（2）通りの空間尺度

通りの幅員や空間構成と街区・敷地の形状や大きさは街並みを構成する基本的な要素であり、街並みの基盤となっているものです。これらの基盤は市街地が開発された年代ごとの時代性を反映したものでもあります。それぞれの基盤のあり方に応じて通りの街並みが方向づけられます。

### 通り空間の構成

通りは道路と沿道敷地の道路際のセミパブリックな空間によって構成される。道路は車道、歩道、分離帯などの幅員構成の他、街路樹の有無などが空間を規定する要素となっている。沿道敷地の道路際は、塀や垣・柵の他、駐車場やオープンスペースなどが境界領域を規定し、セミパブリックな空間を構成している。

歩道のない道路



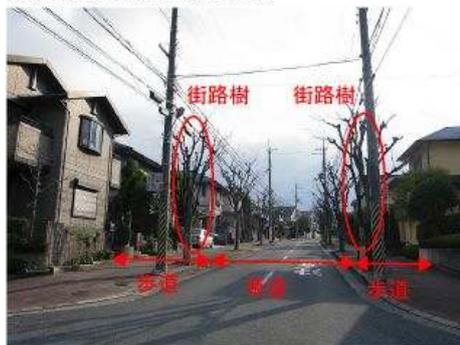
萩の台

歩道のある道路



ひかりが丘

歩道と街路樹のある道路



北大和

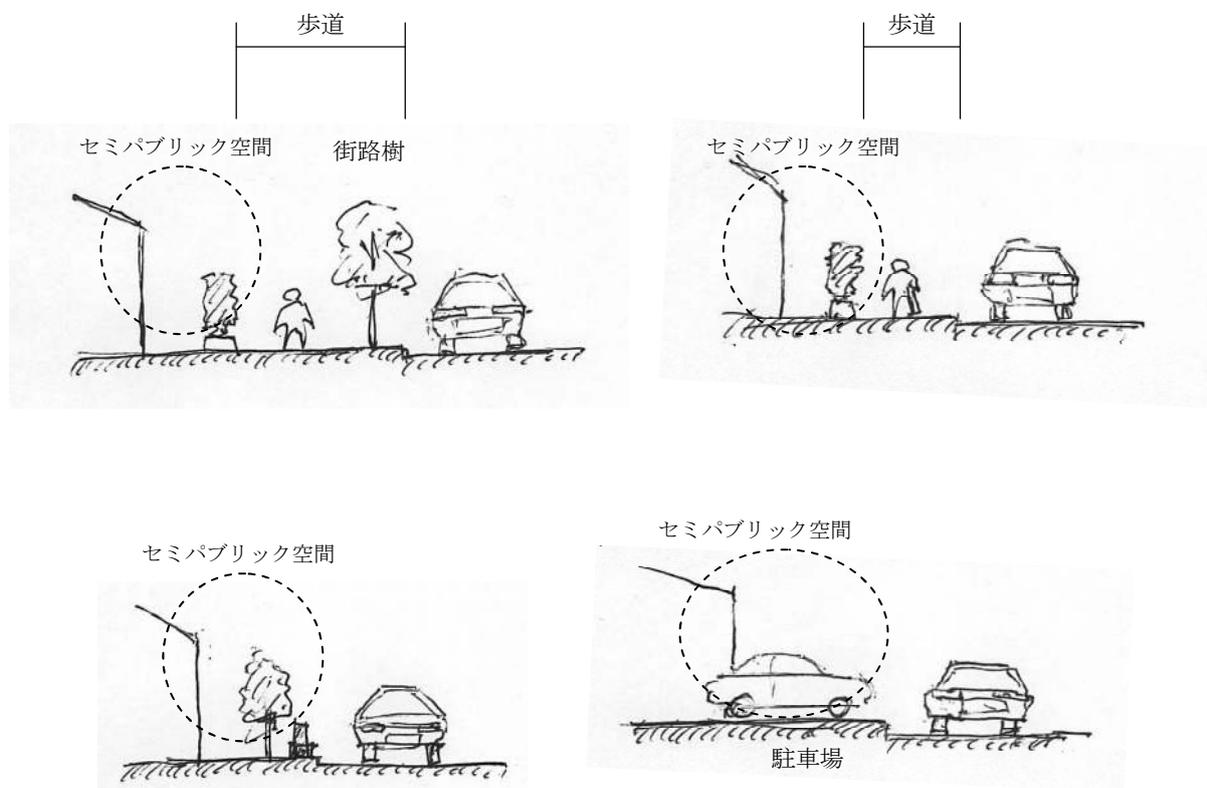
オープン外構で駐車スペースがある敷地



美鹿の台

\*\*\*

通りの交通機能上の役割とともに、景観の骨格となる空間としての機能に応じた断面構成とすること。



## 通りと建物のプロポーション

通りの水平方向の広がり (D) と沿道の建物の高さ (H) のプロポーションが通り空間の性格を規定している。D/Hが大きくなるほど開放感が強くなるが、大きすぎると通りとしてのまとまりを感じにくくなる。逆に小さくなるほど囲まれ感が強くなるが、小さすぎると圧迫感を感じるようになる。

W=6m



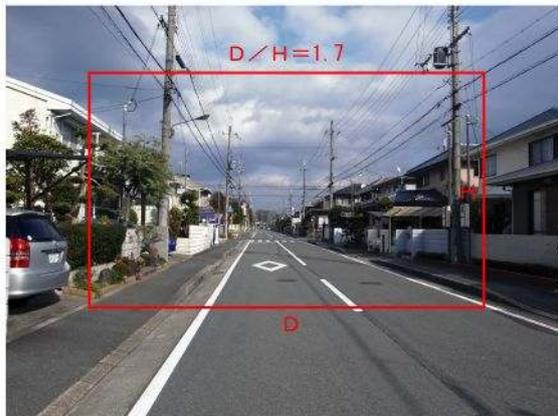
あすか野

W=8m



生駒台

W=10m



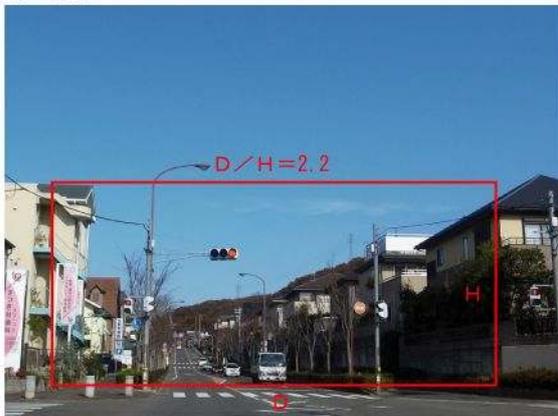
ひかりが丘

W=12m



真弓

W=16m



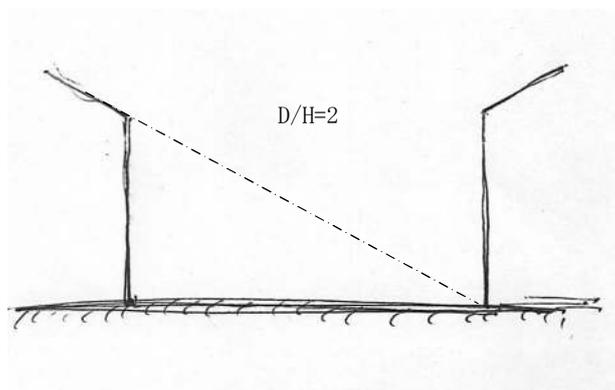
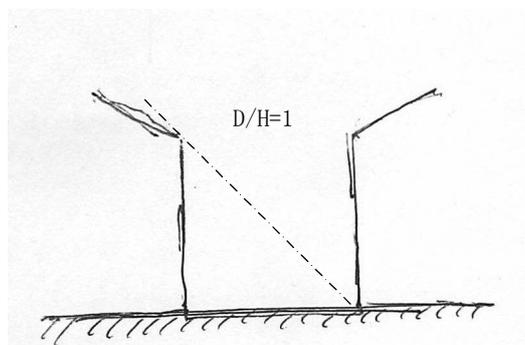
さつき台

- ・道路の幅員Dと建物の高さHプロポーションD/Hによって通りの囲まれ感が異なる
- ・戸建て住宅の場合には建物の高さHはほぼ同じであり、道路の幅員Dによってプロポーションが決まる
- ・道路の幅員が6m~8m程度であればD/Hは1.0前後となり、囲まれ感が生まれる
- ・道路の幅員が広くなると囲まれ感よりも開放感が生まれる

## 景観形成の基本原則 2-2 市街地開発の文脈

\*\*\*

通りの性格に応じた心地よさを生み出すよう、通りと建物のプロポーションを調整すること。開放感のある大通りとするためには $D/H$ を大きく（2.0～3.0程度）に、親密感のある通りとするためには $D/H$ を小さく（1.0～1.5程度）とすること。



### 構成要素（3）敷地の表情

道路などのパブリックな空間から見える敷地の際は、街並みの表情を生み出す重要な要素であり、セミパブリックな空間といえます。それぞれの敷地の敷地のしつらえは通りに表出し、それが連続して街並みを形作っています。

### 通りに表出する緑

敷地内の緑は敷地の南側に配置する方が日照を確保する上で有利であることから、東西方向の通りでは、通りの北側に面する敷地の緑のボリュームが大きく、南側に面する敷地では少なくなりがちである。また、南北方向の通りでは、沿道には連続的な緑が少なくなりがちである。

東西方向の通り



生駒台

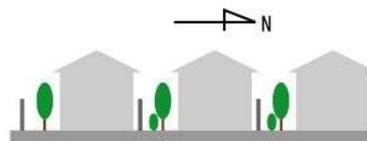
南北方向の通り



西白庭台



- ・敷地の南側に庭がとられることが多い
- ・庭の緑が通りに表出する



一方、敷地内に確保できる緑のボリュームや配置は敷地面積によって異なる。敷地面積が大きいと建物周囲の複数の面にまとまった緑を確保できるが、敷地面積が小さいと部分的にしか緑を確保することが難しくなる。戸建て住宅の場合、敷地面積が 200 m<sup>2</sup>程度であれば建物の南側のまとまった緑と、別の面に小規模な緑を確保できる。敷地面積が 300 m<sup>2</sup>を超えれば建物の周囲にまとまった緑を確保できる。

## 景観形成の基本原則 2-2 市街地開発の文脈



165m程度  
 ・南北方向の街区の場合には、敷地内にまとまった緑のスペースを確保することが難しい



180m程度  
 ・東西方向の街区の場合には、敷地の南側に小規模な緑のスペースを確保できる



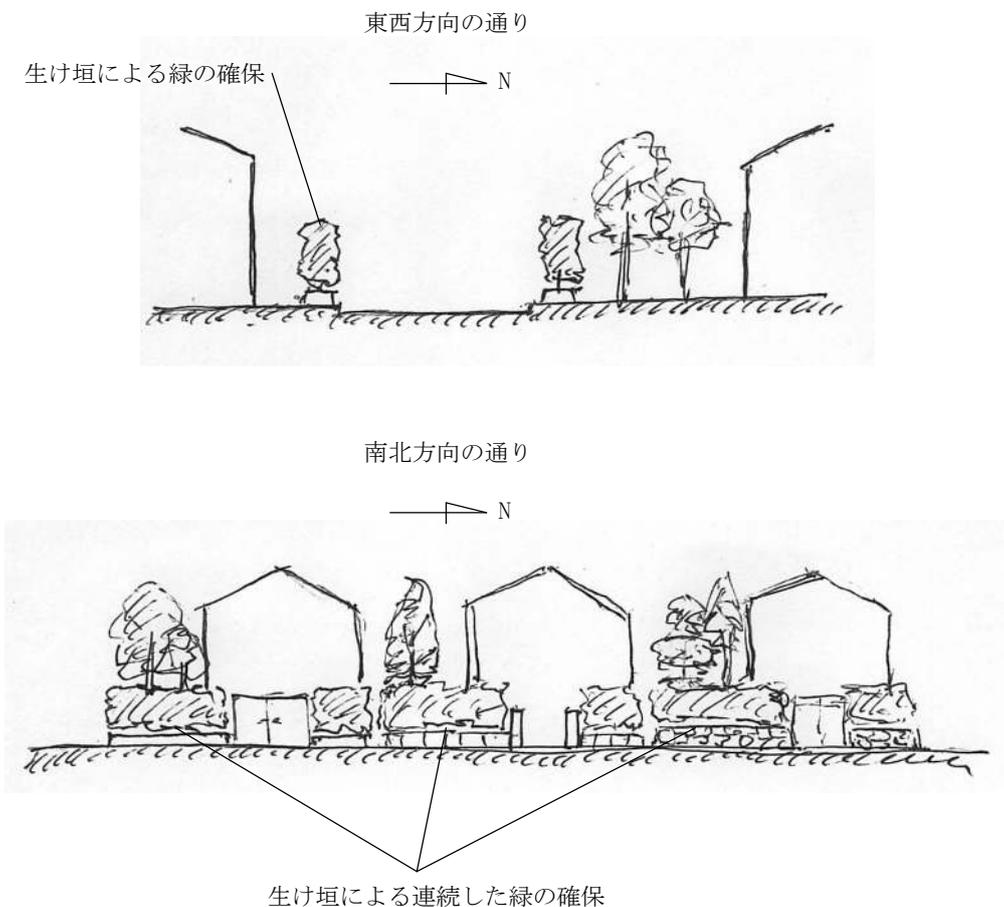
210m程度  
 ・敷地内の南側にまとまった緑を、また西側や東側にも小規模な緑のスペースを確保できる



480m程度  
 ・敷地内の建物の周囲にまとまった緑を確保できる

\*\*\*

東西方向の通りの南側に面する敷地には、道路際に緑化できるスペースを多めに確保するか生垣とすること。南北方向の通りに面する敷地は生垣とすること、街路樹を植えるなど緑の連続性をつくること。緑の多いおいしいのある通りとするためには敷地面積を大きくし、また細分化を防ぐこと。



## ヒューマンスケールの擁壁

斜面の方向の坂道では、沿道の敷地際に三角形の擁壁面が連続する。坂道を上から見下ろしたときには擁壁の存在感は小さいが、下から見上げると擁壁の存在感が大きくなる。斜面の方向に直角の平地の道では斜面の上側に擁壁が面することがある。こうした道路と擁壁の関係は通りの街並みを支配する。

道路に面した擁壁がない

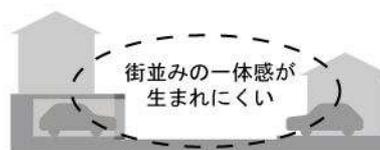
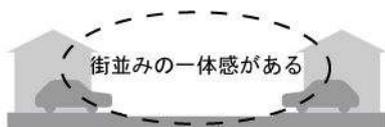


鹿ノ台

道路に面した擁壁がある



西白庭台



坂道の下から見上げると擁壁の印象が強くなる

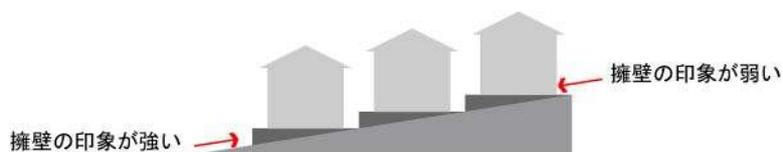


光陽台

坂道の上から見おろすと擁壁の印象は弱まる

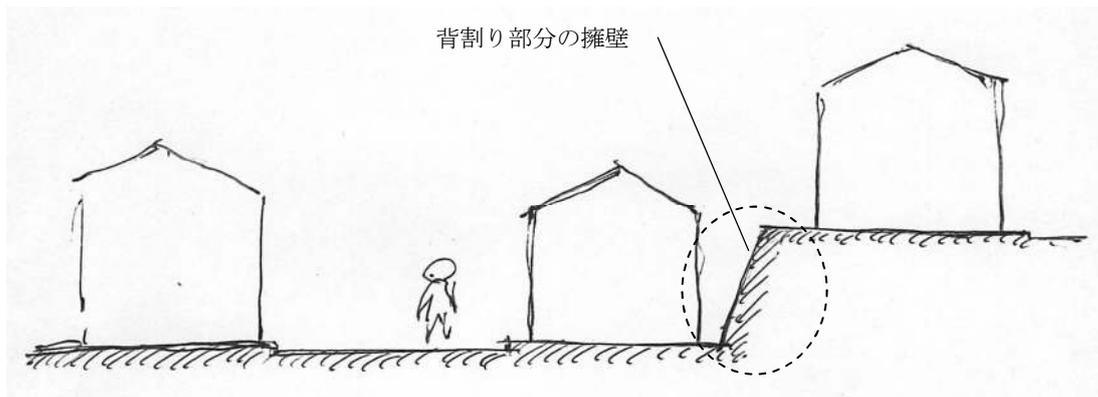


美鹿の台

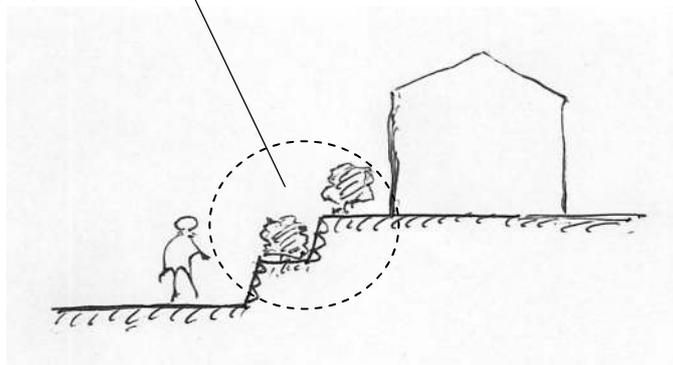


\*\*\*

擁壁はできるだけ通りに面しないようにすること。通りに擁壁が面する場合には、人のスケールに合わせて、人の背よりも高くないようにすること。露出する擁壁面が大きくなる場合には、石積みとしたり表面に表情をつけるか、緑化すること。



高さを分割した擁壁



## 構成要素（４）人々を迎え入れる駅前空間

駅前には市外からの来訪者を迎え入れ、まちの印象を左右する“顔”となる空間であり、景観形成上非常に重要な役割を担ってきました。印象を高めるべく、駅舎や駅前空間の整備、再開発事業等が一定のコンセプトに基づいて行われ、周辺の景観形成にも広がっています。

### 要素の統一と絞り込み

地区の景観形成に関するコンセプトに即して、駅舎・建物のデザイン要素を選択し、絞り込んでいくと、洗練した印象が高まる。

特に屋外広告物は得てして大きく、派手に掲出し目立たせることが重要視されるが、人の視線を考慮の上、視認しやすい場所に一定のルールのもとで揃えて配置することで、情報が整理されて結果的に見やすくなる。また、駅前全体の空間ともなじみ、結果として企業や店舗のイメージの向上にも寄与する。

#### <生駒駅>

- ・北側は駅前北口市街地再開発事業が順次進行中であり、地区全体の景観形成の基本方針として生駒の玄関口としてふさわしいにぎわいとうるおいが感じられるまちづくり、山なみと調和する良好な眺望景観に配慮したまちづくりなどが位置づけ

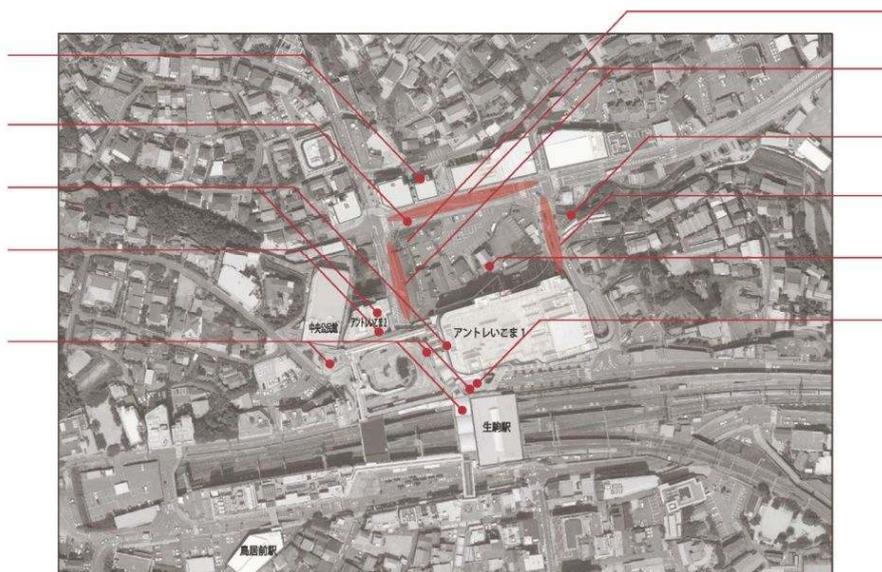
第四地区の建物の外観デザインと調和させることで、再開発全体として一体感のあるまちなみを形成します。

第四地区地上層のにぎわいと一体感をもつように地上層のデザインを施します。

第一地区の建物の外観デザインと調和させることで、再開発全体として一体感のあるまちなみを形成します。

第一地区地上層の賑わいと一体感をもつように地上層のデザインを施します。

駅前には小規模な広場が多いため、第二地区には多様な利用が可能な、大きな広場を配置します。



■生駒駅前北口第二地区景観形成の方針図

南北をつなぐ歩行者デッキを計画します。歩行者に圧迫感を与えず、周辺環境と調和するデザインとします。

第一、四地区側の沿路（谷田小町線、松ヶ丘通り線）は賑わいがより促進するようにデザインします。

東側住宅エリアに対して圧迫感を軽減する建物デザインにします。

第三地区側の沿路（駅前北通り線）は緑の量があり、落ち着いた通りになるようにデザインします。

生駒駅前不足している緑を補います。

駅前にある賑わいを第二地区内にも引き込み、駅から連続した場を形成します。

## 景観形成の基本原則 2-2 市街地開発の文脈



生駒駅北口：アントレいこま2・駅前広場



生駒駅北口：第4地区商業エリア

### <学研奈良登美ヶ丘駅>

- ・奈良市と接しており、平成18年3月に開業、土地区画整理事業が実施され新市街地が創出
- ・このような新市街地にふさわしい良好な広告景観の形成を図るため、平成17年4月に奈良県屋外広告物条例による「景観保全型広告整備地区」に指定



学研奈良登美ヶ丘駅：駅北口の景観

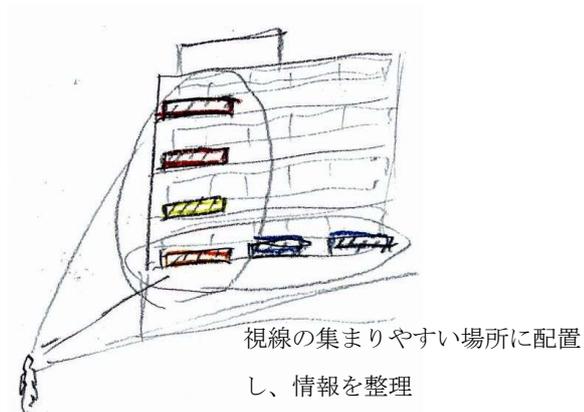


学研奈良登美ヶ丘駅：駅南口の景観

\*\*\*

駅が持つ性格や周辺の景観を把握した上で、駅前空間の景観形成のコンセプトを決め、それに即して意匠や形態の要素をデザインすること。

屋外広告物は人の視線が集まりやすく、掲出に効果的な場所（優位置）を探し出し、統一した規格で整理して掲出すること。



## 連歌式

駅前の景観の中心を形作る建物（再開発ビル、駅舎等）のデザインに即して、周辺の建物がそれと協調したデザインを採り入れることで、駅から見渡す景観にゆるやかな統一感が生まれ、洗練された印象が増す。連歌のように近接した建物のデザインコードが順次継承されていくことで、自然なまとまりが形成される。

（連歌・・・和歌の上の句（五・七・五）と、下の句（七・七）を多数の人たちが交互に作り、ひとつの詩になるように競い合っ楽しむ文芸）

### <白庭台駅>

- ・白庭台住宅地の玄関口として一体的に整備
- ・病院、マンション等が調和する形で計画、立地



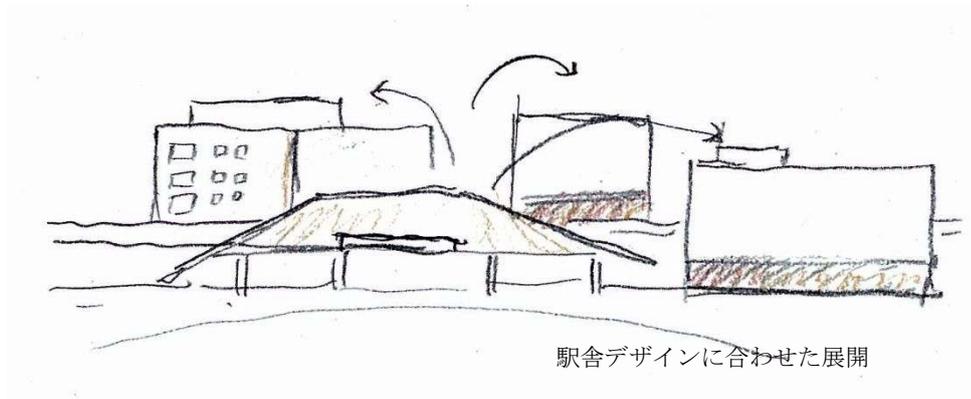
白庭台駅：駅前の景観



白庭台駅：駅前の景観

\*\*\*

建物は周囲の建物を見てデザインすること。再開発ビル、駅舎等の持つデザインコードを読みとり、それを継承したり、すでにデザインコードを継承した建物が近接している場合には、その建物との関連性にも配慮したデザインとすること。



## 駅前空間の緑

駅前空間は、建物や道路、駅前広場などの人工物で構成されるがゆえに無機質になりがちである。広場にシンボルツリーや低木などの緑を効果的に配することで、背景の山なみの緑とも相まって空間にうるおいを添え、また人工物の存在感を小さくすることで駅前空間の印象を格段に高める。

### <生駒駅>

- ・北側は駅前北口市街地再開発事業が順次進行中であり、地区全体の景観形成の基本方針として生駒の玄関口としてふさわしいにぎわいとうるおいが感じられるまちづくり、山なみと調和する良好な眺望景観に配慮したまちづくりなどが位置づけ



生駒駅北口：アントレいこま2・駅前広場

### <東生駒駅>

- ・近鉄が奈良学園前や生駒台の宅地造成の経験を活かして大規模住宅地開発を進め、それに伴い駅前周辺整備が進む
- ・駅舎内に商業施設が設置される他バスターミナルも設けられ、谷田大路線沿道に医院、銀行等が建ち並ぶ



東生駒駅：駅前広場を取り巻く景観

\*\*\*

新たに駅前空間を計画する際には、シンボルツリーや低木などの緑を視線の集まる場所に配するとともに、適正に維持・管理を行うこと。

